

2020年12月23日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫

新型コロナウイルス感染症の新たな受診・相談体制等に関する要望書

拝啓 貴職の新型コロナウイルス感染症対策へのご努力に敬意を表します。

さて、政府によりインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えた検査体制の整備が進められ、発熱患者等がかかりつけ医等に電話で相談したうえで受診する体制がスタートしています。新たな受診・相談体制の中では、発熱患者等がかかりつけ医や身近な医療機関に電話で相談した上で、医療機関を受診するとされています。しかし、発熱患者等に対応できる医療機関は限られており、自院で対応できない医療機関も、対応している他の医療機関を紹介する等の役割を担うことになります。

また、自院での発熱患者等への対応の有無にかかわらず、医療機関は電話等による相談に対応することになりますが、症状の有無、接触者の有無などを聴取し、必要に応じて対応可能な医療機関への連絡・受診予約、患者への受診方法・日時の伝達等で、一人の患者の対応に数十分かかることもあります。しかし、こうした対応を行った場合でも、医師による電話診察に該当しない職員による電話対応や受診勧奨については、診療報酬上の評価はありません。

今後、インフルエンザ流行期にはこれまで以上に多くの発熱患者が発生し、医療機関への相談件数も増加する可能性があり、通常診療と並行して対応する医療機関の負担増が懸念されます。

以上のことから、下記のとおり要望致します。

記

1. 保健所等が担ってきた相談・検査体制を民間医療機関に丸投げせず、これまで保健所が担ってきた新型コロナ感染症への体制を維持するとともに、十分な相談・検査が実施できるようにすること。そのためにも、感染症対策を含む公衆衛生を担うべき保健所等の人員と予算を大幅に増やし、機能を強化すること。
2. かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において電話相談を行うこととしているが、職員による電話や窓口対応も、これまで以上の労力・対策を要する。電話での診察行為に当たらず保険請求の対象にならない医科・歯科及び介護保険施設での電話対応についても補助金を創設・交付するとともに、医科・歯科医療機関及び介護・障害福祉サービス事業所等の報酬を引き上げること。

以上